

南部町・南部川村合併協議会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、南部町・南部川村合併協議会規約第10条第2項の規定に基づき、南部町・南部川村合併協議会（以下「協議会」という。）の専門委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 専門委員会は、協議会から付託された事項について調査又は協議等を行うものとする。

（委員）

第3条 専門委員会の委員は、協議会の委員のうちから選任する。

2 選任方法、委員数その他必要な事項は、協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会の会議に諮って、別に定める。

（役員）

第4条 専門委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

（職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

（関係者等の出席）

第7条 専門委員会は、必要に応じて学識経験者、県職員、南部町と南部川村の職員等に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は助言を求めることができる。

（報告）

第8条 委員長は、専門委員会における調査又は協議の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

（庶務）

第9条 専門委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この規程は、平成14年 月 日から施行する。